

TNF工法協会 建設部会規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、TNF工法協会（以下、「本協会」という）会則に則り、その目的を達成するために組織された建設部会（以下、「本部会」という）の基準を定め、建設工事に関する情報収集と他部会への提供、教育支援及び労働災害防止及び公害防止に関する事項（防止計画の立案と防止活動）の推進を目的とする。

第2条（活動）

株式会社タケウチ建設（以下、「タケウチ建設」という）の有するTNF工法及びそれに類する工法（以下、「本工法」という）の施工に協力すると共に、建設工事に関する情報収集と他部会への提供、教育支援を行う。

2. 技術部会と共同で、工事の安全施工、事故防止及び公害防止に関する対策の立案と実行状況フォローを、現場パトロールを通じて行う。
3. 技術部会と共同で、協力業者及び作業員に対する安全衛生教育並びに工事施工上必要な教育を行う。
4. 本規程の定めに従い、本協会が定めた商標、マークおよび作成された資料を使用して、統一されたイメージのもとに、活動を遂行する。

第2章 部会員

第3条（部会員）

本部会の会員は、本協会の正会員のうち、タケウチ建設（会社）への資材納入会社及び施工協力会社をもって構成する。

第4条（便宜供与）

本部会員は、労働災害及び公害防止活動に関わる、安全備品の無償提供が供与される。

第5条（情報の交換）

本部会員は、建設に関する資材納入又は施工に関する情報を相互に開示するものとする。

ただし、法令又は第三者との契約により制限されている場合はこの限りでない。

2. 本部会員は、定例会議に参加し、労働災害及び公害防止に関わる情報交換をおこなう。
3. 本部会員は、技術部会と労働災害及び公害防止に関する必要な情報を相互に開示するものとする。

第6条（定めなき事項）

本規程に定めなき事項は、本部会にて協議の上、理事会の承認を得て、更新するものとする。